

○岡田委員 そうなると、これは正力さんの原子力に関する熱意を突は疑わざるを得ない。売るといってひもがつかなくなる、こういう事態ができてきたならば、むしろそれに対して私はこう思うという、原子力委員会の委員長としての御意見があってもいいのだと思う。そういう意見ぐらい私はあってもいいと思うのですが、個人的な見解でもけっこうでありますから、この際お聞かせを願いたいと思います。

○正力国務大臣 ただいまは仮定問題になってきますから、事があまり重大で、あまり個人として先ばししてもいいけませんから、よく相談した方がいいと思います。

○岡田委員 前の原子力協定は、貸与によるところの原子力協定であつたわけでありまして、今度の売却ということになると、当然協定を変えなければならぬ、あの協定によつては適用できないと思いますが、この点下田さんにお伺いいたします。

○下田政府委員 かりに売る場合に、協定が必要であるかどうか問題だと思ひます。と申しますのは、何らの岡田委員のおっしゃいますいわけゆるひもというものがなければ、これは日本の政府官庁なりあるいは公社が、商業的ペースで金を出して買つてしまえばいいのですから、買ひ取つてしまえばいいとはこつちのものでございますから、そういう場合には、向うの売出ししたものを買ふという、単に政府機関または関係公社等の調達行為にしかすぎないわけでございます。そういう全然条件についての取りきめを必要としない買ひ取りでございますならば、これは事実行為として買つてしまえばいいわけであつて、協定を必要とするということすら私は疑問だと思ひます。しかしこれはまだ全然政府として、アメリカ側の意向を確かめておりませんので、目下のところ何とも申し上げかねます。

○岡田委員 しかし現実にはオランダと売却に基く協定がアメリカでは進んでいるわけですが、オーストラリアにおいてもそういう協定が進んでいるわけですが、単なる商取引としての契約関係ではなくして、協定を結んだ上で、そういう形をやっていくとして進んでいるわけですから、そういう協定が現実に進んでいるとするならば、現在の日米原子力協定ではそういう形は行い得ない、こういうふうに法解釈上からいっても私は考えるのですが、その点はいかがですか。

○下田政府委員 これも確かめませんとわかりませんが、予想といたしましては、やはり何らかの取りきめを必要とするに至るだらうと思ひます。

○岡田委員 事きわめて重大であるから、原子力委員会に諮らなければわからないという正力さんの御答弁ですが、それではいつごろ御相談になるおつもりですか。

○正力国務大臣 要するに向うが正規に言つて来なくちゃできぬと思ひますが、なお一言申しておきますと、国家のためにさへなれば、いつでもやりまします。要するに問題は、そういうことをやつて国家のためになるかどうかという点でございます。ただアメリカが売ると言つて来たところで、どういふ条件かよく聞かなくちゃいけません。問題は申し上げるまでもなく、それが国のためになれば喜んでやります。

○松本(七)委員 ちょっと関連——新聞でござらんになったただだといふお話でございまして、正力さんは非常に原子力については熱意を持っておられるので、ちょっとわれわれから見ますと、新聞で見て、まだアメリカから何も正式に言つてきておらないから、何も考えていないという御答弁でなければ、本来ならば、このくらい熱意を持っておられる正力さんとしては、アメリカに問い合せるくらいのことわざれて、一体そういう意向があるかどうかというくらいのことをなさるのが、むしろ正力さんらしいやり方だとわれわれは考えざるを得ないので、そういう御意向はございませぬでしょうか。ただ向うから言つてくるのをじつと待つていただけで、こちらから問い合せる御意向はないのでしょうか。

○正力国務大臣 それはこの間新聞に出たばかりですから、もう少し言うてくるのを——問い合せも必要によつてやります。教わりましたわけではありませんが、そんなにいづまでもはほつておくわけではありませぬ。

○岡田委員 これでは質問にならないので、正力さんの熱意を非常に私は疑うのです。疑いますよ。これほど重大な問題を、正力さんは向うの言うてくるのを待つておられるわけでもないけれど、もう少し考えてみるという話だが、新聞にはあれほど連日のように出ているわけですね。こういう重大な問題には、あなた自身、日本の原子力研究のために、一体これはどうなんだといふことをおそろくお考えになつていらっしゃると思う。そういう点について一つ意見を伺いたいというのですから、率直にこの際正力さんの御意見を一つ

伺わしていただきたいと思うのです。

○正力国務大臣 先ほども申し上げましたように、向うの条件さえよければ、つまり日本の国家のためになれば喜んでやります。しかし新聞に出たばかりですから、いづれアメリカから何するし、こつちからその点をついて聞いてもみません。その方法もとりますよ。

○岡田委員 今一両日前から原子力の国際管理の草案を作るために、十二カ国が集まつて研究を始めておられるわけですが、この草案について、日本としてはどのような原子力プールの機構ができたらいかにということについて、何か御意見があるだらうと思ひますが、この点を伺ひます。

○正力国務大臣 その点についても、なお委員会とよく相談をしておるわけでありまして、まだここで申し上げる程度までいっておりませぬ。

○岡田委員 それでは原子力の国際管理という点については、賛成ですか反対ですか。

○下田政府委員 先ほどの御質問にも関連するわけでございますが、ただいまの会議の仕事につきましては、日本は非常に前から深い関心を持っておりまして、日本は実は特殊の地位にあるのでありまして、日本の一番重要視しますところは、日本の特殊の地位が擁護されるという点であります。すなわちベルギー、アメリカその他カナダ等の、原子ウランの原鉱を生産し得る、原鉱を持つておる所有国側の利益と、アメリカ、イギリス、ソ連等の、製造をする製造国側の利益と、日本はウラン鉱も持つておりませぬし、製造の方でもまだこれから始めようという、

その特殊の地位にある日本のような国の利益がよく守られなければいかぬといふことを、アメリカその他についてよく希望を反映しております。ただいま、これが機構がござりますと、十二カ国が理事国になるというようなことであつては、所有国側と製造国側だけが理事のメンバーになつてしまつて、日本のような中間の国がオミットされないように、早目にも手を打つて、日本もできれば理事国のような地位につきたいという希望とまたそれに必要な工作をすてにやつておる次第でございます。

○榎本委員 関連。正力さんにちょっとお尋ねいたしますが、今度のアメリカのアイゼンハワーの提案が直接日本政府にあるないということは別にいたしまして、あなたの先の見え目で見ると、もうすでに原子力というものは一國の独占の時代ではなくなつておると思ひます。従つて逆にいえば、もう売り競争の時代に入つておると思ひます。そうなりますと、今度の提案もさつき岡田君からもお話がありましたように、われわれも新聞で見ただけですが、見ただけでも、貸与または売却となつております。そうなると思ひます。自由売買になる、ただ違ひますのは濃縮度がちよつと違ふ。これはもうほんの程度の問題であつて、濃縮度を二〇%以上にしても、もうすでに自由販売の段階に入つてきておるのであります。そうなりますと、日本はケース・バイ・ケースで、アメリカのみから買う必要はないのであつて、よりいいものを、より安いところから自由に買ひ取つて利用してよろしい、こういうことになると思ひますが、そういう考

えがあるかどうか。それからもう一つは——私どもはそういう情勢判断をいたしますが、そうなるというずれの国を問わず、ケース・バイ・ケースで、こちらが必要とするときにそれに合うものを買入ることが一点、同時に、そうなりますと、昨年結びました日米間における原子力協定というのは、これはいろいろの制限がついておりますが、日本の自主、それから平和利用、民主主義の原子力基本法の三原則から見ますと、これはない方がいいたきまづいておられる。そういう特殊な制限を加えられる貸与協定というのは——ただこの場合におきましては買入場合よりは借りる場合ですから、金は少し違ふけれども、これも私は将来は無条件による貸与または貸与ということが、可能な段階に入ってくるのじゃないかと思うのです。そうなりますと、第二の質問としては、そういう情勢判断に立ちますならば、昨年の協定はもう有害無益なものに考えられるが、そうなるを話し合つて、こういう協定はやるというようなことが考えられるが、先の見える正力さんです。少し商魂と士魂とをかねて、一つははっきりした答弁をもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○正力国務大臣 ただいまのお話、まことにどうもそうです。私個人としてはむろんそれで行くべきものと思ひております。またそうなりましょう。

○岡田委員 そうなるだろうというところで、私伺いたいのですが、買入となる問題が一つ起るわけです。日本の所有権によって原子力ウランを使つて、日本の釜の中で運転するということ、今度プルトニウムが日本の所有権

で生産されるわけです。これは日本ばかりではありません。アメリカがもしあらゆる国々に濃縮ウランを流すとするならば、プルトニウムがあらゆる国において作られるということになる。そうするとこれは原爆になるという事です。日本でも原爆を作り得る条件が出てくるということですから、それから日本の場合にこのプルトニウムの生産についてどういう形で対処するかという点と、もう一つ伺いたいの、日本ばかりではない。台湾でもプルトニウムを作るわけですか。あるいはその他の国においても作るわけですか。あらゆる国が原爆を持ち得るということですから、そういう場合にこれを管理して原爆を使わせないようにするために、どういうようにしたらいいか。その点の一つと、日本の国内においてプルトニウムを戦争の目的のために使わせないという点のために、一体どうしたらいいか。その点について、これは重大な問題ですから御意見を伺つておきます。

○正力国務大臣 ただいまのお尋ねであります。原子力は先ほど申し上げたように平和にのみ利用するものであります。平和以外には利用いたしません。従つて戦争に使用させるようなことはしてはいかぬと私は思つております。しかばどういふふうにしてそれを防ぐかという点については、またよく相談しなければなりません。いづれにしても平和に利用することに限つておりますから、戦争には使わせません。

○岡田委員 私の言つたのは二つあるのです。国内では使わせませんというのが基本法であるから、それを一応信

じたとしたならばそれは使わないで済むかもしれません。しかしほかの国でプルトニウムがどんどんできて原爆ができた場合に、隣の台湾でも持つ、中華人民共和国でも持つかもしれない。そうなるにきつた場合に、これをどういふようにして使わせないようにするかという点としては、原子力関係の大臣として何か御抱負があるだろうと思うが、こういう点についてはどういふようにされるかと言つておるのです。

○正力国務大臣 繰り返すようでありますが、原子力というのは平和以外には利用せぬということになっておりますから、もしもそういうような問題がありますればそれこそ重大な問題であります。よく相談してそういうことをさせぬように極力努力いたします。

○岡田委員 ですから国際管理機構が必要になるのです。原子力の国際プールが必要になってくるわけですから、ですからさつきあなたに原子力の国際プールの案についてはどういふ考えを持っておるかという点を先に伺つたわけですから、国際管理機構の案については日本側としてはどういふお考えを持っておるのですか。このことが原子力を原爆に使わせないための一つの方法としてあるのだと思う。まだほかにも方法はありません。原子力のプール案については今会議が行われておる。この案について日本の政府としてはどのようにお考えになつておるか、この点の御意見を伺いたいと思ひます。

○下田政府委員 原爆の製造が今日のような少数の大国だけに限られず、各国に普及してしまふと小さな国でも原水爆が作られるという事態になりまして、これは当然私は軍事的の使用

禁止に関する国際協定の成立を容易ならしめようと思ひます。現在のごく少数の大国が原水爆兵器を所有して、それによつて世界をリードしておるわけでありまして、これがかりに小国が、たとへばパナマのような小国が原水爆を握つて、隣りのアメリカのやうな大国に向つて、おれの言うことを聞かないと原爆をぶっぱなすぞとおどしてごらんない。これは国際的なアナーキーになつてしまひます。そうすると現在の大国のみが持つておる時代とはまるで違つてくるわけですから、そういう事態になりましたら、かつての毒ガス禁止が容易に国際協定化したと同じように、原水爆兵器禁止という協定が成り立つことになると思ひます。しかし直ちに来年そうなるかどうかという点は、まだそこには達するまでには幾多の過程を経るだらうと思ひますけれども、全般的の傾向からいいますと、今日大国の独占ということがなくつた昨今においては、国際協定の成立はきつめて容易になるであらうというところだけは申し上げられると思ひます。

○岡田委員 容易になるでしょう。しかし特に問題になるのは、先ほどあなたが御答弁なつたように、協定を結ばないで単に売買契約によつてやり得るようになつてくると、パナマにしろどこの国にしろ、プルトニウムの生産ができるようになってくるわけですから、それだけに国際原子力の管理機構が必要になつてくるのだと私は思ひます。そういう意味で国際管理機構というものについて先ほどから伺つておるわけですから、そこで一点伺いたいのだが、中華人民共和国はソビエトとの間に原子力協

定を結んで、今原子力の研究をやつておるわけですから、そうするとアメリカがウランを放出するということになつてくると、ソビエト側も濃縮ウランを持つておられますから、中国においてもプルトニウムの生産がやれるようになってくると思ひます。日本のお隣の国である中国にプルトニウムの生産ができる中国になつてくるとかねがね日本の国は自衛だとか——きのうの鳩山総理大臣の答弁だと、基地を侵略するということまで言ひ出しているのですから、この基地を侵略するといふ相手国側に原爆があるとするならば、この原爆を使わせないようにしなければならぬと私は思ひます。原爆を使わせないようにするために、ここで下田さんに伺いたいのだが、原子力国際プールの機関の中に中華人民共和国をも加盟させることが、日本の政府として望ましい態度でなければならぬと思ひます。この点は一体どういふようにお考えになりますか。

○下田政府委員 私は何も中共が原爆を持つに至るから国際機構に中共を加盟すべきだということにはならないと思ひます。これは何も原爆関係の国際機関に限らず、ユネスコでありますとか、ILOとか、現在日本でもいろいろな会議も行われるようになってしまつたが、一般に国際機関における中国といふものの代表権を、中共側に認めるか台湾側に認めるかという問題の一端にすぎないと思ひます。

○岡田委員 それじゃ野放しにしておいていいというわけですか。現実にはプルトニウムを作るようになったら、日本の国はこの点がおそろしいのならば——私は中国ばかりじゃなくと思

う。そういうようなプルトニウムの生産をやる国は全部国際原子力の機関の中に加盟すべきだと思う。そうでなければほんとうの原子力の国際管理機構というものは確立されないと思うのです。中国は条約上違うからこれは入れないんだといっても、その違うといっておる国が実力を持っていて、プルトニウムの生産を始めた場合に、これを入れないで野放しにしておいていいかどうかということになる。それは条約上どうなるかという問題ではなく、現実の問題です。その場合に日本政府としては、入れるべきだとお考えになるべきだが、正力さんはいかがお考えですか。

○正力国務大臣　私も同感です。原子力を野放しにしておくことはできません。そういうことがかりにできてきたならば、みんな入れなければなりません。それは当然だと思います。

○岡田委員　いいですね。大臣が言ったことは間違いないんだから、あなたがいかに外務省の立場で言ったってダメですよ。これは現実の問題だから、正力さんは入れるべきだと言っておりますよ。

○下田政府委員　問題のもう一つの面があるのでございます。それは原水爆の国際管理というものの成立を日本が望むのは、何も中共がブルトニウムを持つようになるからではないのでありまして、日本は最初の原爆の被害国として早くから、中共がブルトニウムを持つに至るから至らぬかという問題とは無関係に、まことにシビヤトな気持ちで原水爆禁止、実験の禁止を叫んでおるのでありまして、国会でも累次の決議がなされまして、政府としてはあらゆる

る機会を通じて、あらゆる方法によってこれを叫んでおるのであります。それから、これは中共がブルトニウムを持つかどうかということとは無関係に、その必要を叫ぶ地位にある、そういうこととであります。そこでしからばその機関に中共が入るべきかどうかという問題に、これは何も原水爆の国際機関に限らず、一般的に国際機関に対する代表権を認めるかどうかという問題の一例にすぎないのであります。

○松本(七)委員 大臣にちよつと伺いたい。原子力を平和以外には絶対に使わない、その御決意、熱意は非常に頼もしいと思うのです。そこで今の国際管理の問題になるのですけれども、現在のところこれはまだできてないわけですね。大臣としてもおそらくそれが早くできることを望まれるだろうと思えます。そこで今日のように原子力が急速に進んでくれば、今下田さんが言われるように、最初の被害国である日本は、直接また原子爆弾を持った国でもなければ、動力原子炉をまだ持っていない国ではあるけれども、最初の被害国として、やはり世界にアツピールする力というものは非常に強く持っている

日本ですから、この国際的な原子力の管理案に対して、日本としては、こういう案で世界はいくべきだという積極的な案を各国に提案するくらいは熱意を、私は一つ正力大臣に持っていたきたいと思う。現にたとえばアメリカから言っておる空中査察案というようなものもあります。けれども原子力の禁止をやらないで査察だけをやったのでは、これはやはり疑心暗鬼を生んで、かえって原子爆弾の競争になるんですね。そういう危険をはらんでおる

提案については、これは反対論が出てくるのは当たり前だと思う。そういうふうには両者のまだ一致しない、二大国米ソがこの管理案にしろ、禁止案についでの方策にしろ一致しないときですから、しかも原子力は急速に発展してくる、この段階において、やはり私は日本においてそういう案を積極的にすみやかに作って、そうしてこれを世界に訴えることを一つ正力さんがまっ先に立って、平和利用を進めると同時に

これをお願いしたい。そういうお気持ちがあるかどうか。並びに私は鳩山内閣としても正力さん、一つ閣議でこのことを大いに強調していただきたいのですが、憲法調査会を作ることよりも、まずこの原子力の国際管理の調査会でも作って、そうして積極的にこれと取り組んでいただきたいのですが、一つの御意思があるかどうか伺いたい。

○正力國務大臣　今の話まことに、ごもっともなことでありますから、けっこうだと思えます。なおよく考慮いたします。

○岡田委員　先ほどの大臣の御答弁、非常に私も意を強うしたし、これは重大な答弁をされておと思う。やはり

あらゆる原子力の研究をやり、原子力を持つておる国は、国際原子力機構の中に加盟すべきだと私は考える。こういう点について日本政府としては、それを堂々と世界に訴えるべきだと思ふ。これは今松本君の言われた通りだ。この点について十分訴えられるおつもりがあるかどうか、原子力委員会としてもその点を十分世界的に訴えるおつもりがあるかどうか、この点念のために伺つておきたい。

○正力国務大臣 今の話まことにご

もつともと思いますが、世界に率先して訴えるかどうかということについては、なおよく考慮いたします。

○岡田委員　今の点をもつとはっきり言えば外務省は困るのですから、もつとはっきり言つて下さいよ。

そこで語を少し変えましょう。ソビエトとエジプトの間に協定が結ばれました。イギリスとインドの間に協定が結ばれました。これをどういうようにお考えになりますか。

それからきようは課長がお見えのようですから、この協定の内容をあつて資料として御提出を願いたいと思う。

○下田政府委員　ただいまその資料を持っておりますかどうか私は存じませんが、入手次第差し上げるようにいたします。

○岡田委員　大臣感想はありませんか。どういふふうにお考えですか。原子力のエキスパートだから大臣の感想を聞いているのです。原子力担当の課長がいるから、課長でもいいですよ。感想はないのですか。テレビと同じように原子力を五年以内に実用化するというのだから、何か言ったらいいでしょう。

○正力国務大臣 御趣旨はまことに、ごもっともなお話だと思っております。

○岡田委員 いやいや、これは困った。(笑)ソビエトとエジプトと協定を結んだ、イギリスとインドと協定を結んだのは非常にごもっともだ、こういう意味でございますか。

○正力国務大臣 それはちょっと違いますね。

○岡田委員 もっともだと思ふなんて困るよ。

○下田政府委員 中近東諸国で、最近

はタンクでございませうとか、ミグのとき航空機もソ連圏から輸入しているようでございます。従いまして原子関係の物資をソ連圏から中近東のある国が輸入するといたしまでも、これは私は別に驚くべき事象ではないと思います。より条件の有利な国からはいいものを求めるということとは、国際間の自然な流れでございませうから、そういうことが起りまして、別段驚くことではないと思います。

○岡田委員　私は驚いておりません。非常に喜んでおります。どんなふういうふうに原子力についてあらゆる国との協定の結ばれることは、喜ぶべきことだと私は考えている。特に正力国務大臣に一言申し上げておかなければならないことは、セイロンはアメリカカとの協定で――御承知のようにセイロンという国はゴムを中共に輸出した国です。そのためにあらゆる経済的な制裁を加えるということで、アメリカはいろいろな援助をしないと書いていた。ところが最近になって東南アジア、アラブ諸国に対して、ソビエトがどんどん経済援助をやるようになってきた。アメリカは非常にあわてて、今ま

で制裁を加えると言っていたセイロンに対して、今度は原子力協定をやるというのですが、そのときのコテラワラという総理大臣は私は偉いと思う。鳩山さんよりも偉いな。正力さんよりも偉いかもしれない。というのは、アメリカとの協定でひもがつくのなら私はお断わりだとはっきり言った。ひもがつくのならば、これはアメリカとの協定を結ばなくてもいいと言いつついる。これは重大なことだ。だから私は先ほどもうあなたに聞いている。ひも

日本がいかにかにしゃちほこばってやって
も、五年以内にそんな研究はできません
んよ。そうすると採算に合うような動

○中川(進)政府委員 たいだいま政務次官からお答え申しましたように、私どももたいだいま申しても、できるだけ現在の法令の許す範囲内において、全権団に居心地よく安心して交渉をしていただくたいだいま思ひまして、できるだけ努力はしておきまして、たとえば従来のあのその交渉には交渉費というものは特についておらなかったものでございしますが、昨年の十二月以来交渉費というものを新しく大蔵省にお預けしまして、つけていただきまして何かいした動を存分にしたいだけするようにしておる次第でございます。

○松本(七)委員 これはちょっと話が違いますが、前から外務大臣には私御注意していたことなので、あまり詳しく言うのは恐縮ですが、実は今度アメリカ大使で行かれた谷さんが、交渉費をずいぶんよく使った、外務省にツケを回したというようにことが伝えられておるのです。これについては実はこの前も委員会でも外務大臣にちょっと申し上げたのですが、これは多分内容を申し上げないと話になりませんから、少し申し上げますが、今度赤坂でずいぶん飲んだり食ったりするツケを外務省に回しておるということが伝えられておるのですが、それは実は関連のあることを外務大臣に私はそれとなく御注意していた。それはわれわれのところは授書がきた。これは谷さんが集議におられた、ちょっと名前を忘れましたが、戦犯になられた元の軍人さんと関係が深い。——そういう私行をずいぶんいろいろあけて、そういうことはここでは申しませんが、それと関連して赤坂に谷さんが

しよつちゅう行かれて、酒の席でフィリピンの賠償問題などに触れて、自分が賠償はこういふふうに片づけるのだ、あるいは今賠償交渉がこうなっている、ということを公言される。そういう酒の席で——酒を飲まれること自体をどういふ言うのではないけれども、そういう公けにすることを言われることは、非常に困る。それを言われるところは、授書が来たのです。そのころちょうど谷さんをアメリカ大使にというふうなうわさがあつたものだから、その人は心配をして、そういうことの多い谷さんはアメリカ大使には不向きだ、それを問題にしてくれと言つてきておる。憂国の至情やみがたくわれわれのところは言ってきた。そういう公けの問題をあからさまに出すことは、はなはだ心もとないもので、私は大臣に特にこのことはそういうこともあるの注意してもらいたいということ、最近また巷間伝えられるところによると、そういう赤坂におけるツケが全部外務省に回つておるといふことが言われておるのです。それは交渉費の名目か、また実際に交際されたかどうか知りませんが、そういうツケを外務省が払つたという事実はあるものでしょうか、どうでしょうか。

○中川(進)政府委員 谷顧問が実際赤坂でお酒をお飲みになりましたかどうかということは、私も全然存じないのをごさいます。顧問をしておられます関係上、やはり必要な外交活動は必ずしもオフィスの中でのみ行われるというわけでもないと思ひますから、そういうこともあり得たかと存じます。が、私どももたいだいましては、そういう

う設置ということになりますと、一々こういう理由で、こういう人々を呼んで、こういうところでこれくらい予算でやるのだということ、事前に上司の御決裁を得て初めて行われるわけの御決裁を初め、谷顧問は、外務省で扱いましたというときには、そういう成規の手続を必ずおとりになっておることと存じます。

○松本(七)委員 そうすると、その顧問が省外でいろいろ外交活動に必要な接待その他をやるそのツケというものは、いついつの費用これこれの顧問というふうな、個々に外務省の会計の方に回っていくのでしょうか。

○中川(進)政府委員 さようでございます。

○松本(七)委員 政務次官にお願いしたいのですが、今申し上げたような不きさつがありまして、これはわれわれとしては相当実際に問題にしなければならぬことだと思ふ。政務次官から大臣にきょうの私の発言内容をよくお伝え願ひたいのです。

○森下政府委員 仰せの通りこういうことを一つ大臣にもよく申し上げまして、その趣旨をお伝えいたします。

○森島委員 昨年二、三カ国と文化協定が結ばれたそうですが、この文化協定には何らかの予算の裏づけがございすかどうか伺ひたいと思ひます。

○田中(三)政府委員 現在御承知のようになつておりますが、そのうちフランスの文化協定は二年ばかり前から効力を発生し、その他のものは昨年の秋に効力が発生したわけでございます。そこで来年度の予算でございますが、

この文化協定に關しまして直接予算がついておるものは、メキシコに日墨文化会館を建てる、この補助の予算が二千三百万円、それからヴェニスの日本館建設の補助金として三百万円ついております。そのほかは別段具体的にこの協定にはこういうことをやるといふ関係の経費は組まれておらないのをごさいます。と申しますのは、文化関係の事業の内容が報償費的な関係でございまして、大蔵省の方にはいろいろ予算折衝したのでございしますが、そういうのはつきり画一的でないようなものは、報償費の方を使うようにというふうな主計局からの話などがございまして、今年審議願ひしておる予算案につきましても、従来とあまり変わっておりませんので、報償費は多少増額を見るようでございます。この報償費を私どもとしては相当部分文化関係の方に使わしてもらいたい、こういう心づもりで今内々いろいろの案を立てまして、外国側とも話をし、また省内でも官房等にお願ひしたい、かように考えております。

○森島委員 日本側でこういう文化協定の実際の事務に當る機関は、外務省でむろんおやりだと思ひますが、そのほかにも補助団体等があると思ひます。国際文化振興会でございますか、これなんかもその一つだと私は思ひます。それは間違ひありませんか。

○田中(三)政府委員 国際文化振興会なるものに対する補助金、こういう項目が載つておりますが、私はあまりに少いと思ふ。第一国際文化振興会には何人くらいの方が働いておられますか。

○田中(三)政府委員 国際文化振興会に今働いておられます具体的な数は

ちよつと記憶がないのでありますが、大体七、八名……(二、三十名だよ)と呼ぶ者あり。ただ国際文化振興会は、外務省の補助はわずかに二百万円そこそこでございますが、さらに民間の寄付を得ましてやっておりますわけでございます。しかしいづれにいたしましても、二百万円ばかりの補助金で

もつて文化事業——特にわれわれとしては外務省の外郭団体と心得て、できるだけこの機関をもつて文化振興をやりたい、こう考えておる次第であります。決して十分とは考えておらないのでありますが、なかなか予算の関係で補助金を取るのはむずかしいのでございす。そこで補助金は今年度も今のところ増額に成功しなかつたのでございす。が、実際の事業の面で援助をいたしたい、かように考えて、今申しましたような案の中に織り込んで計画を進めております。

○岡田委員 関連して情文局長にちよつと伺ひたいのですが、私は文化協定の面を報償費の方から出すということについて問題があると思ふので、と申し上げることは、私の記憶が間違ひないとするならば、フランスとイタリアの協定の場合には、協定の条文中に混合委員会ができることになつております。混合委員会というものは、当然経常費、既定経費として取るべきもので、こういう既定経費、経常費として取るべきものを、報償費から出させるというところは、私は筋としては通らぬと思ふ。その点が一点、そういう点で報償費を使つてやういふことは、混合委員会というものは実際上動かしてはいないのではないかと。混合委員会としての経費というも

わゆる侵略主義をあいつ形で現わすものとして、都市建設という形で現わそうとしている危険が非常にあると思うのだが、こういうふうな都市建設のために予算的な措置を何か外務省として考えているのか、こういう

点についても伺っておきたいと思うのです。

○森説明員 アジア協会は、当時アジア関係の個別的な国を相手とする団体でないアジア全般を相手とする団体が多数ございましたので、それを昭和二十八年末になるべく統合したいという趣旨でアジア協会というものが設立されたわけでございます。アジア協会のおもな事業は、日本が一昨年十月に加わりましたコロンボ計画に基く日本の技術者の東南アジア地域への派遣、及び東南アジアから来るコロンボ・プランに基く技術者の受け入れ、及びアメリカのICA計画に基きまして日本で訓練を受ける学生が多数ございますが、これの受け入れにあつて、及び国連の諸機関が日本から専門家を派遣し及び研修生を日本に派遣するその受け入れ、これらのいわゆる技術協力に関する受け入れ、派遣のあつせん業務といたのが、アジア協会の一つの大きな仕事でございます。もう一つの仕事は、アジア地域に関する政治、経済事情の基本的な研究、この二つがアジア協会の大きな仕事でございます。第三の御質問でございますが、カンボジアの都市建設の件につきましては、過般シヤム・ク總理が日本に見えまして、カンボジアとしてはインドのシムラにあるヴェトナムのダラトに相当するがごとき夏の避暑地がない、そこで何とか都市を建設したいのだが、これを日本の手で一つ協力してくれないかというわけで、カンボジア側としましては一つの償還計画を立てまして日本側に依頼があつたわけでございます。これに依りまして、日本側として、果してカンボジア側で提示されて

いるような償還計画で都市建設ができるかどうか、その基本的な調査をやるのが先決問題であるからというわけ、外務省の予算の中から技術調査団を選定いたしまして、近く出ることになっております。従いまして、これはアジア協会の主宰するものではなくて、外務省が中心となって派遣する団体でございます。なお、このための予算というものは、カンボジア側では一応償還計画を立てておりますので、わが国の予算の中には計上いたしておりません。

○岡田委員 ちょっとわからない点がある。そうすると、最近新聞に出てくる岩田何とかいう人が行くというの、あれはアジア協会として行くのじゃなくて、外務省として派遣するのじゃあつて、その点が第一点と、その償還計画があるというの、調査費についても償還計画があるという意味ですか、それは都市建設の償還計画なんですか、その点不明確だと思ふので、その点が第二点、第三点は、ジョン・ストンという人が今度来て東南アジア公社を作るといふようなことを言っている。これはあとで一般情勢でいろいろ聞きたいと思つていて、これとアジア協会との関係はどういうようなことになるか。何かアジアの技術協力をやるというようなことを言つておられるのですが、東南アジア協会の不可分の結びつきでも出てくるというように考えでもあるのか、そういう点も伺つておきたい。

○森説明員 第一点は、岩田アジア協会副会長に外務省が委嘱したということでございます。

○岡田委員 外務省として行くということですね。

○森説明員 はい。第二点の償還計画は、都市建設の計画実現のための償還計画でありまして、基本的調査は日本の予算で旅費及び滞在費を支出するということになっております。第三点のジョン・ストン氏のいわゆるアジア投資会社の機関の設立という構想につきましまして、詳細は承知いたしませんけれども、あの考え方というものは、御承知の通り、従来日本がエカフエ等の会議において提唱したところでござい

ます。これが実現いたしました際には、これはアジア協会とは直接の関係はございません。

○森説明員 政務次官お急ぎのようです。それから一点お尋ねいたします。直接予算の問題はあとで申し上げます。昨年暮れに片山哲さんが中国を訪

問いたしました。そのとき周總理と文化交流について話し合ひをいたしました。実はその前に、あなたの方の党に所属いたします上林山榮吉君が國慶節招待の国会議員団長として行きましたときに共同コミュニケを発表いたしました中に、文化交流の促進ということ

をうたったわけでございます。その話が出て、そこでそれを具体化するために、実は片山さん、周總理は調印者にはなりませんでしたが、その一行の諸君が対外文化協会の人たちの間に文化交流に関する申し合せをして参りました。これは絵画、彫刻、建築、映画、演劇、そのほか科学等を含みます文化交流をしましょう。向うにはそういう機関がありますが、こちらにはその機関がないので、そこで片山さん

はたはその所屬する憲法擁護連盟が受け入れ機関になるのは不適當であるか

ら、そこで調印者のあつせんをして、そして別の受け入れ機関を作つてこの申し合せを実行しようということに帰つて参りました。その後この問題は国内におきまして非常な支持を得まして、まず朝日、読売、毎日の三大新聞を初めとしたしまして、広報関係の諸君も非常に熱心にこれを支持し協力する態度に出、それから今申しましたような各絵画、彫刻、演劇、映画並びに科学技術界、こういうものもほとんど代表的な人物が全部賛成されておる。一例を申し上げますと、科学界においては學術會議の議長の方さんが率先して世話人に参加される、演劇界では久保田万太郎さん、絵画の關係では梅原龍三郎さん、音楽では山田耕筰さん、こういうような代表的な方々が参加されて、そのほか各界の文化関係の方々がほとんど賛成をされて、近く発会することになっております。その名称はまだきまつておりません。発会式できま

るわけですが、いわば日中間の文化交流協會という内容のものでござい

ます。これに対して外務省は妨害されるおつもりですか、これを歓迎されるおつもりでございますか。この問題について一つ御所見を伺つておきたいと思ひます。

○森下政府委員 これは実は私私聞にしまして初めて伺つたのでございます。一つ省内とよく相談いたしまして、善処いたしたいと考えております。

○森下政府委員 善処というのは、どういう意味ですか。具体的にその構成なり内容なり方針なりを聞いてみなければ、賛否の態度は明らかでないか。今私が申しましたことはどうですか

いせん。事実でございます。何らの政治的な陰謀も何も入つておりません。そういう政治思想を超越した純粹なる文化交流であります。政界の方面では、あなたの党では星島二郎、橋本渡、北村徳太郎、平塚常次郎、池田正之輔、参議院の鶴見祐輔、こういうような諸君が、個人参加ではなく、党と相談をされた上で、こういう純粹なる文化交流については、特に日本と中国との古い歴史的な文化關係を見れば、これはぜひやらなければいけないということ、率先して党の了解を得た上で参加されております。この事實は間違ひございません。そういうことをお聴きになった上で、その党から構成されておるこの内閣は、これに反対されるのか。そうではなくて、善処という意味は、そういうことはけつこうだ、具体的にどういうことで協力ができるかは別として、そういうものが望ま

きものとして、正しく誤りなくいくことに善処されるという意味かと私は了解いたしますが、さよう了解してよろしうございませうか。

○森下政府委員 もちろん賛成であります。個人でありますから、よく調査いたしまして、必ず善処いたします。

○森下政府委員 一例をお伺いしておきたいが、この前この席で外務大臣に実は私がお尋ねいたしました、外務大臣は明確にお答えになった。何の問題かという、例の指紋の問題です。これは両国の文化交流並びに引き揚げの促進、あるいはまた人事の往来等の場合に、すべてこの規定がじやまになつておる。特に今度朝日新聞が主

催になりまして、かの國の梅蘭芳を中

九

第一類第四号 外務委員会議録第十四号 昭和三十一年三月一日

心とする京劇を迎える計画がここから出発いたします。同時に、秋には東京におきまして、かの国の美術の展覧会をやろうと思つておる。これらはともにその準備のために、あるいは事後処理のために、来る人の滞在が二カ月以上になることは今から明瞭でございます。従つて、これは終戦当時アメリカが、アジア人の生活の感情、ものの考え方を理解せずして、強制的にディレクティブで作らしておつた悪法であると考え、今後のアジア諸国との交流については、国交回復をしておる、してないは別として、政治的な悪意や陰謀がない限り、こういうアジア人のお互いの感情に反するような指紋をとるというようなことはしないような措置を決定すべきだと思つたが、外務大臣いかがでありますかというのを申し上げたら、私も賛成です。それから、そういうふうな実現するように努力いたしたいと、この委員会でも御答弁になっております。今の文化交流問題を実施いたしますと、その問題がすぐ出てくる。金を出せぬと云ふような話。これはあとの話でございます。それから、そういう外務省の予算の問題は別にして、今の外務省が金なくして実行のできる指紋の問題、これらはしごく簡単でございます。先般これは法務省と打ち合せをいたしました。法務省は大臣も次官も入国管理局長も、外務省にしてそういうふうな理解ある態度をとつておられるならば、われわれは全く異存はありませんという態度でおられるのです。ですから外務大臣もすでにその原則については了承されておるのですから、こういう文化交流に伴う長期滞在の場合に、これから除外

する方法——その方法は具体的にいろいろあるかと思つて、そういうことは当然われわれとしては考えます。が、そういうふうな御協力いただけるものと理解してよろしうございませうか、念のために伺つておきます。

○森下政府委員 御承知のように、入国管理局という、実はあつたものの管理令という、規定があります。が、これは法務省とよく協議しまして、善処していきたい、かように考えます。

○松本(七)委員 いろいろな社団法人や財団法人に補助金を出しておるようですが、それは何を基準にして補助金を出すべきかどうかを決定されるのですか。

○中川(進)政府委員 それが大きくなれば日本のためになる、外務省のためになるというのを基準にして、補助金を請求しております。

○松本(七)委員 それを判定するのはどこでやるのですか。何か特別の機関が何かありますか。臨時に会議でも開くのですか。

○中川(進)政府委員 これは事務的にはもちろん事務当局のいろいろの意見がございまして、大臣の御判定に待つわけでございます。

○松本(七)委員 最終的にはもちろん大臣でしょうが、どこで検討し、立案するのですか。いろいろな団体ができた場合に、どれにやたらいいかというのをやはり意見具申をするでしよう。それはどこで扱うのですか。

○中川(進)政府委員 この昭和三十一年度予算を例にとりまして、たゞさん補助金がついておりますが、その補助を受ける団体の世話をしておる局が

ございまして、そのおのの局長なり課長なりの意見をまとめまして、外務省全体の意見として決定するわけでございます。最後の決裁はもちろん大臣のされることでございます。

○松本(七)委員 その場合に、あらかじめ何か項目をきめて、こういうものに該当するものというふうな規定が何か作つてありますか。

○中川(進)政府委員 これは従来のしきたりもございまして、各補助を受けようとする事業をしたい、ついでにはそのためにこの計画を全部出させまして、それを各所管の局員において審議いたしまして、大体これくらいのものであれでは大蔵省に予算要求をすべきであるというふうにして、予算概算要求を出しておる次第でございます。

○松本(七)委員 そうすると、たとえは今懸案の言われた、新しく中国との文化交流協会でも作る、これは非常に意義のあることだから、政府の補助を仰ぐというふうな場合、それは新しくできた協会から外務省のどこにその話をしたらいいのですか。

○中川(進)政府委員 ただいまの松本先生の御質問でございますが、たとえば懸案の先生のおっしゃられておりますような文化交流に関する一つの団体であるというところでございまして、たゞば、仕事の面から、主管の情報文化局長、あるいはまた政治的インプリーケーションが大きいというところであります。たゞならばアジア局長というふうにならば、どういふ団体だからどういふことはございせんので、外務省の主

管の局長にアプローチしていただければけっこうかと思つておる。

○松本(七)委員 そうすると、どこへ持つていくかよくわからぬ場合は、会計課長のところに行けば、どこに持つていけばいいかわかりませんか。

○中川(進)政府委員 その場合には一つ官房長のところへお願いいたします。

○森下委員 きょうは予算について大蔵省査定済みの予算を平面的に一応伺つたのですが、官房長にお伺いしたものは、予算を外務省自身として編成された場合に、現在並びに将来にわたつて、どういふところに力点を置いていきたいという点があるだろうと思ふのです。外務省の事務当局の、予算によつて裏づけられるいろいろな方針ですね。それを少し伺つておきたいと思ふのです。先ほどは課長から本庁舎の建設の問題も一つお話がございました。これはこれとして私も理解できますが、それはほか特に外務省が今回の国際情勢から判断をして十分なる活動をするために、どういふ点、たとえば在外公館の予算が足りないとか、そういうことについての自己反省といふものが、逆をいへば御要望でございますが、それを少し重点的に、御意見があらまりましたら、伺つておきたい。

○島津政府委員 外務省予算につきましては、かねて外務委員会から多大の御支持を受け、激励もいただいております。先般、前回の国会で在外公館の新設を提出いたしました。附帯決議が出まして、その中に、外務省の出先公館の活動を盛んならしめるために、できるだけ流動的な経費を増額するようにというふうなお言葉もあつたわけでございます。今回

の予算編成につきましても、その点を心がけて、できるだけ在外公館が活動できるように心がけました。従いまして、経常的な費用も前年度に比べましてかなり増額をされております。同時にまた報償費も相当増額を見たわけでありまして、それからまた在外公館の新設、あるいは既存の公館の拡充というふうな点にも努力をいたしたわけでありまして、結果といたしましては、まことに不満足な程度でございますけれども、それでも先ほど会計課長が御説明申し上げたように、前年度に比べましては、金額的にも七億円近い増額になつておるという状況でございます。ただこれを戦前の状況に比べると他国の状況に比べますと、まだまだ不足なのでございます。全体から申しまして、規模から申しまして、国家予算の中の外務省の経費の占めるパーセンテージが大体〇・六%前後であります。これは戦前はやはり一%以上になつておつた。また主要な外国の例をとりましても、〇・五%、〇・六%というふうなところはあまりないのでございまして、大体は一%あるいは一%以上にと及んでおるわけでありまして、ごく概略であります。

○前尾委員 ちよつと櫻井さん、菊池君が大蔵省を呼んで来ているので、できるだけ簡単に願ひます。

○森下委員 私も急ぎますからあと一点だけ伺ひます。そこで流動費の問題がこの前からも問題になつて、私今お尋ねしようと思つていたので、私今お尋ねしたいのは、在外公館の設備費は固定資産みたいなものでございませう。その次に人件費ですね、これも任地によつて本給は全部一律に役人の等級によつて

の予算編成につきましても、その点を心がけて、できるだけ在外公館が活動できるように心がけました。従いまして、経常的な費用も前年度に比べましてかなり増額をされております。同時にまた報償費も相当増額を見たわけでありまして、それからまた在外公館の新設、あるいは既存の公館の拡充というふうな点にも努力をいたしたわけでありまして、結果といたしましては、まことに不満足な程度でございますけれども、それでも先ほど会計課長が御説明申し上げたように、前年度に比べましては、金額的にも七億円近い増額になつておるという状況でございます。ただこれを戦前の状況に比べると他国の状況に比べますと、まだまだ不足なのでございます。全体から申しまして、規模から申しまして、国家予算の中の外務省の経費の占めるパーセンテージが大体〇・六%前後であります。これは戦前はやはり一%以上になつておつた。また主要な外国の例をとりましても、〇・五%、〇・六%というふうなところはあまりないのでございまして、大体は一%あるいは一%以上にと及んでおるわけでありまして、ごく概略であります。

○前尾委員 ちよつと櫻井さん、菊池君が大蔵省を呼んで来ているので、できるだけ簡単に願ひます。

○森下委員 私も急ぎますからあと一点だけ伺ひます。そこで流動費の問題がこの前からも問題になつて、私今お尋ねしようと思つていたので、私今お尋ねしたいのは、在外公館の設備費は固定資産みたいなものでございませう。その次に人件費ですね、これも任地によつて本給は全部一律に役人の等級によつて

の予算編成につきましても、その点を心がけて、できるだけ在外公館が活動できるように心がけました。従いまして、経常的な費用も前年度に比べましてかなり増額をされております。同時にまた報償費も相当増額を見たわけでありまして、それからまた在外公館の新設、あるいは既存の公館の拡充というふうな点にも努力をいたしたわけでありまして、結果といたしましては、まことに不満足な程度でございますけれども、それでも先ほど会計課長が御説明申し上げたように、前年度に比べましては、金額的にも七億円近い増額になつておるという状況でございます。ただこれを戦前の状況に比べると他国の状況に比べますと、まだまだ不足なのでございます。全体から申しまして、規模から申しまして、国家予算の中の外務省の経費の占めるパーセンテージが大体〇・六%前後であります。これは戦前はやはり一%以上になつておつた。また主要な外国の例をとりましても、〇・五%、〇・六%というふうなところはあまりないのでございまして、大体は一%あるいは一%以上にと及んでおるわけでありまして、ごく概略であります。

○前尾委員 ちよつと櫻井さん、菊池君が大蔵省を呼んで来ているので、できるだけ簡単に願ひます。

○森下委員 私も急ぎますからあと一点だけ伺ひます。そこで流動費の問題がこの前からも問題になつて、私今お尋ねしようと思つていたので、私今お尋ねしたいのは、在外公館の設備費は固定資産みたいなものでございませう。その次に人件費ですね、これも任地によつて本給は全部一律に役人の等級によつて

きまるのですが、そのほかの活動費で
すね。一例を言えばアメリカまたは欧
州に行っている、非常に忙しくて重要
な任務を帯びている在外公館と、たと
えば比較的ひまであると思われる台北
の公館、そういうものの流動費をこれ
は区別してやっておられると思うが、
何を基準にしてあんなにしておられる
のか、それをお伺いしたい。それが果
して適切にあんばいされておられる
か、これは在外公館の機能を十分發揮
するために、おのずからその間に軽
重を置いて流動費の配分を考えなけれ
ばならぬと思いますが、その実情を聞
かしていただきたい。

○島津政府委員 だいたいその活動費で
ありますが、個人の給与は法律にき
まっております通りでございます。ま
づ報償費その他の活動費は人による分
けがない。公館で特定の仕事あるいは特
定の必要が生じた際に、その在外
公館に本省から配賦するというやり方
をやっております。

○前尾委員 菊池義郎君。

○菊池委員 関税のことで大蔵省の方
にお伺いいたします。密輸入がこれま
でもたびたびあり、これからも多くあ
ることはどうしても免れないと思う。
貿易港以外のところから陸揚げする。
この間も中国人の縁の下に時計が二千
個あったというところもありました。台
湾あたりからも盛んに砂糖の密輸入が
ある。ところで密輸入者が逃亡してし
まって、密輸入の本人に対して密輸入
品を没収することもできず、課税する
こともできないという場合に、その税
金をどこから徴収するか。それについ
ては大蔵省の関税関係の方にまだはっ
きりした特別の法律がないように思わ

れる。先ほど大蔵省の方から承わりま
したが、ないように思います。実例を
申しますと、こういうことがあるので
す。昨年の正月に私の知っている運転
手が円タクの中に金時計が七十個忘れ
てあったのを、持ち主がわからないう
で警視庁に届けた。一年たつて持ち主
がなくてその運転手は金時計七十個の
所有権を取得した。そうすると警
視庁は税関と打ち合せて、その拾得
者、運転手に対しまして税金五十万円
を吹っかけてきた。そういうことが
あったのです。そういう善意の第三者
に対してまでも今は税金を課すること
ができるものか。私は法の理論よりし
てそういうことはできないと思う。そ
ういう善意の第三者に対しては税金を
課するという特別の法律がない限り
は、その人から税金を徴収することは
できぬと思うのです。特別法がある場
合は、一般法に先んじて特別法が適用
されるのでありますから、そういった
法律があれば、その善意の第三者から
徴収することができるのであります。し
うが、そういう特別の法律がない以上、
善意の拾得者から税金を徴収する
ことはできないと思うのでございます
が、こういう点について大蔵省当局は
どういうふうな考えをお持ちされてお
られますか。何か特別の根拠になる法律でも
あるものでしょうか。あるならば
お伺いしたいと思います。

○崎谷説明員 菊池先生の御質問の遺
失物に關しまして、私も今こういう
ことがお答えできず、課税する
も、法律に明文がない限り免除できる
ものでありません。この場合関税とい
うものは外国貨物にかかるものであり

まして、問題は遺失物が外国貨物なり
やいなやということになると思いま
す。外国貨物というものは関税法上は
外国から本邦に到着した貨物で、
輸入許可以前のもの、こういう規定が
あります。従いましてこの場合、遺失
物が外国貨物であることは明瞭であり
まして、その遺失物を遺失物法によ
って、一年後に所有権が移る場合にお
きました。その拾った人間、新たに所
有権を獲得する人間から関税を取る、
こういうことになるわけでありま
す。法令の規定からいいますと、外国
貨物というものは保税地域のほかに置
くことはできないということになってお
ります。遺失物法によって警察に届け
出たものは保税地域に置かれたものと
同様な扱いをしております。保税地域
から引き取りますときには、税関に申
告をしまして検査を受けて関税を払わ
なければならぬ、これは当然明文がご
ざいます。従いましてこの場合遺失物
で拾得しましたものを国内に引き取り
ます場合、その引き取る本人から関税
を取るということになります。また一
方この裏づけをいたしまして、遺失物
法によって拾った人間に警察官から物
を渡す場合、これは税関に通報しなけ
ればならない、関税法にこういう規定
があります。これは関税を徴収する前
提としての通報義務を規定したもので
あります。かれこれ考えますと、遺失
物の場合といえども関税を免除すべき
でなく、関税を当然払う義務がある、
こういうことに私も解しております。

○菊池委員 いくつか大量にコンニャク
を輸入したという例がありましたね。
その輸入者が逃亡してわからなくて、
品物はある。あとから逃亡者が現われ
た。現われたけれども、その人は税金
を払うことができなかった、その品物を
発見した人が税金を払ったということ
を聞かれましたが、そういう場合に
は結局密輸入者から取るべきを、その
品物を持っておる人が、密輸入者から
品物を譲り受けたか、密輸入者の
代理として関税を支払うというふう
に解釈すべきであらうと思うのであり
ます。それで特別法がない限りは密輸
者以外の人、善意の第三者から取る
ということは、法理論に合わないと思
います。もし取るならば、あくまでも
密輸入者を探し出して、その人から取
るべきであつて、密輸入者が見つから
ない以上は、課税権というものはそこ
で消滅するものと解釈すべきである
と思ひますが、この点いかがですか。

○崎谷説明員 密輸入品で犯人がわか
りません場合にどうするかという問題
でございますが、現在犯則として処理
いたします場合に、犯人がかりにわか
りまして、品物が善意の第三者に
行つております場合には、善意の第三
者から関税を取るということになつて
おります。それで密輸入者がわからな
い場合にも、密輸入者がかりに出て
来まして、善意の第三者が現在持っ
ておれば、犯人から没収ができないわ
けですから、そのかわりに善意の第三
者から関税を取るということになつて
おります。

○菊池委員 どうも善意の拾得者から
税金を取るということは、遺失物拾得
法からいっても税の理屈に合わないと思
うのです。国税犯則取締法というの
があります。それを見ましても、別に
あなたのおっしゃるようなことに該当

するものはないと思うのです。そうす
ると、やはり善意の第三者から徴収す
る場合には、何かの規定がなければな
らぬと思いますが、特別に何かござい
ますか。

○崎谷説明員 密輸入で検査されまし
て、犯則の基準にかかります場合に、
これが善意の第三者にわたつておりま
す場合には関税法の百十八条に明文が
ございます。

なお保税地域に置くことができない
一般の外国貨物につきましては、特に遺
失物につきましては、警察官署に置く
ことができるかと、それから警察の通
報を受けるというふうな、先ほど申し
上げましたような明文がございますの
で、遺失物といえども関税を免除すべ
きものではないということになってお
ります。

○菊池委員 たとえば自動車を密輸入
してそれを売った、情を知らして売っ
た場合には、もちろんその買った人が
関税を払う義務が生ずることはわか
っております。しかしそういう場合でも
やはり情を知らない善意の買受人が税
金を払うというところはどうか。あなた
の方はむしろ今これまで慣例とし
てそういうことをやられてきたので
しょうが、今までもそういうことは
たびたびあったでしようし、これから
もたびたびあることではしょう。そう
なると、理に合わないことを大蔵省
がやっているということになりますの
で、それをはっきりと特別法を設けて
善意の第三者からも徴収することがで
きるという法律でも国会に諮つて作
つてもらうという意向はありますか。
○崎谷説明員 今の犯則にかかりま
す場合には、これは善意の第三者から

取れるという明文がございまして、これは今法務省その他と検討はいたしますが、さしあたってこれを交える必要はないかと存じます。

なお遺失物につきましても、結局実体を考えますと、本来なら関税は当然かかるべきものの、国の債権である関税が当然免除されないものであります。

遺失物は、実際から考えましても、関税くらいは当然払っても、拾った本人がもともと損をするわけのものではないと存じます。当然私が先ほど申し上げましたような関税法の構成からいいますと、関税は免除する必要もないものと思っておりますので、さしあたりは遺失物につきまして関税を特に免除するような改正をする必要はなからうと思っております。

○菊池委員 関税くらいは何でもないじゃないかとおっしゃいますけれども、運転手はせつかく七十個の時計を拾って、それを楽しみにして何百万円になるつもりでだいた借金をしたということとです。ところが売り方を何も知らないで、自分の通いつけの質屋にこれを持っていったが、値切り倒されて、結局五十万円で売ったが一銭も残らなかった。関税なんというものは問題じゃないという考え方は必ずしも当らぬと思うが、これはのれんに腕押しみたいで意見が違うので、これで終ります。

○岡田委員 関連して。犯則という場合には密輸をした事実が明らかの場合ということでしょう。その場合には関税法の、いい悪いはともかくとして、規定があるということになりますね。ところが民法上の規定からいくと、この点六法全書を持っていないから明確

に調べられないのだけれども、善意の第三者に売り渡した場合に、たとえば品物を盗んでおつたものを善意の第三者に売り渡した場合に、善意の第三者の権利関係を不当に侵害することはできないように私は記憶しておるのだが、そうすると関税の場合に特別にその点の規定があるからそれはかまわないうことになるのか、その点、民法との関係が今六法全書を持っていないから明確にわからないのだが、それが一つ。

もう一つは遺失物ということになると、それがどういう方法を通じて国内に入つたかはともかくとして、すでに国内のものとして扱うべきではないか、ということになつてくると、その遺失物を届け出た者がそれを取得するということに対して関税をかけるということは、関税法の拡張解釈になつて、先ほどの犯則の規定だけを適用することによつては、その解釈は出てこないと思ふのです。その遺失物という国内に入つてしまつたものに対して関税をかけるということについて、何か先ほどの犯則に関する規定以外に、関税法の特別の規定があるのかどうか、規定がないとするならば、どういうところからそういう解釈をされておるのか、そういう解釈が果して妥当なものとして考えておるかどうか、こういう点重要な問題ですからちょっと聞いておきたい。

○崎谷説明員 岡田先生の第一の御質問ですが、これはもちろん善意の第三者の取引を侵害することになります。が、民法に対しては関税法のこういう特別な規定でありますので、それで解釈できると思ひます。

それから第二の遺失物の問題でございますが、これは先ほどお答えした中で、少し混乱しておつたかと思ひます。ちょうど犯則と答えを一緒にしましたので、犯則と同じようにお聞きになつたと思ひます。犯則の方は犯則で、遺失物の方は遺失物の方でいいと思ひますが、外国貨物は保税地域に入れないで、外国貨物の遺失物を警察に届け出た場合には、保税地域に入れた品物と同様に扱うということが関税法の施行令にも明文がございまして、でありますから、この遺失物は、なるほど国内に一たん入つたようなものでございましてけれども、警察官署に届け出られた限りにおきまして、そういう処分をする場合には、警察から税関に通報があり、実際保税地域から引き取ると同じようなふうに取り扱うということが、法律なり施行令なりに定めてあるわけでありまして。ですから、国内に入つたものではあります。が、関税の負担を伴う特殊な貨物ということになると思ひます。

○前尾委員長 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時四十五分散会